

## 株式会社 京都アニメーション

### 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日までの 4 年間

#### 2. 内容

目標 1：計画期間中の男性の育児休業取得率は、引き続き 50%を維持する。

##### 〈対策〉

- 令和 7 年 4 月～ 育児・介護休業規程を整備し、従業員に周知する。
- 令和 7 年 6 月～ 回覧や掲示などによる従業員への育児休業制度周知・活用の促進。
- 令和 7 年 10 月～ 管理職に向けて、育児休業取得支援、仕事・キャリア形成と育児を両立できる時間管理などの社内報を作成・周知し、育児休業を取得しやすい環境づくりへの意識向上を図る。

目標 2: 令和 10 年 12 月までに、従業員全員の所定外労働時間を平均した時間数を、1 人当たり年間 250 時間未満とする。

##### 〈対策〉

- 令和 7 年 4 月～ 所定外労働の原因の分析等を行う。
- 令和 7 年 8 月～ 所定外労働の原因を分析し、時間管理についての対策を安全衛生委員会にて審議の上、管理監督者に周知し、意識向上を図る。
- 令和 7 年 10 月～ 各部署における問題点の検討及び周知の実施。
- 令和 8 年 4 月～ 令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月までの所定外労働の原因を分析し、目標数値へと近づける。